

## 三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱

三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱（平成18年三豊市告示第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

（運営）

第2条 三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業（以下「事業」という。）は、第5条第3項の登録事業者に委託して行う。

（貸与対象者）

第3条 装置の貸与の対象者は、市の区域内に住所を有するひとり暮らしの者（65歳以上の者のみで構成される世帯の世帯員であって、他の世帯員が寝たきりである等ひとり暮らしに準ずる者を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく要介護状態区分が要介護に該当する旨の認定を受けているもの

(2) 65歳以上の者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等の疾患があり、安否確認の必要性が認められる者

イ 通常の電話機等によっては、外部との連絡が著しく困難であると認められる者

ウ 認知症等を有し、緊急事態に対して適切に行動することができないと認められる者

(3) その他市長が特別の理由があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、三豊市身体障害者緊急通報装置レンタル事業実施要綱（平成18年三豊市告示第38号）により装置の貸与を受けている者は、対象者としなない。

（登録事業者の要件等）

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件を満たす事業者を事業の登録事業者として登録するものとする。

- (1) 緊急時に押しボタン等により異常事態を関係機関に容易に通報することができる装置及びシステムを有すること。
  - (2) 三豊市契約規則（平成18年三豊市規則第64号）第5条に規定する資格を有すること。
  - (3) 市長が別に定める仕様（以下「仕様書」という。）に基づくサービス（以下「サービス」という。）を提供することが可能であること。
  - (4) 事業の内容を熟知し、次項に規定する業務を適切に実施することが可能であること。
  - (5) 市長から第6条第2項の規定による決定をした旨の報告を受けた場合は、速やかに利用者とサービスの提供に係る契約を締結し、サービスの提供を開始できること。
  - (6) 利用者に対し、第1号の装置の利用方法、注意点等について、十分に説明できること。
  - (7) 第8条第4項に規定する利用者負担額を、事業者自ら利用者に請求できること。
- 2 登録事業者は、第6条第2項の規定による決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）に前項第1号の装置（1世帯につき、装置1台に限る。）を貸与し、仕様書に基づき、年間を通じ、終日、利用者からの緊急時における通報、健康相談等に応答するとともに、必要に応じ、協力者及び関係機関への通報等の措置を迅速かつ適切に行うものとする。

（事業者の登録申請等）

第5条 事業の登録を受けようとする事業者は、三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を決定した場合は、当該事業者とサービス提供に係る契約を締結し、事業の登録事業者に登録をするものとする。
- 4 登録事業者は、前項の規定による登録を受けた事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業者登録事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 5 登録事業者は、第2項の登録を辞退しようとするときは、辞退しようとする日

の3月前までに三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業者登録辞退届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（貸与の申請等）

第6条 事業による装置の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則2人の協力者の承諾を得て、三豊市高齢者緊急通報装置貸与申請書（様式第5号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を三豊市高齢者緊急通報装置貸与決定（却下）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、装置の貸与を決定したときは、当該申請者の希望した登録事業者に通知するものとする。

4 利用者は、自ら選択した登録事業者と契約を締結し、当該登録事業者（以下「契約事業者」という。）からサービスを受けるものとする。

（協力者の活動内容）

第7条 協力者は、契約事業者から緊急通報を受信した場合は、直ちに利用者の状況の確認を行い、関係機関への連絡等必要な措置を執るほか、事業の目的を達成するため、積極的に行動するものとする。

（費用の負担区分及び利用料金）

第8条 市長は、利用者が契約事業者との契約に基づきサービスを受けるために要した費用の一部又は全部を利用者に代わり契約事業者負担するものとする。

2 市の負担の対象となる月額費用は、第5条第3項の契約において定めるサービスに係る料金（以下「月額利用料金」という。）とし、当該契約に定めのない装置、オプション等に係る費用は、市の負担の対象外とする。

3 市の負担の対象となる期間は、第6条第4項に規定する契約を締結した日の属する月の翌月の初日から当該契約を終了した日の属する月の末日までとする。

4 利用者は、前項に規定する期間の月額利用料金について、その一部又は全部を別表に定めるサービス費用負担基準に応じて負担しなければならない。

5 市の負担額は、月額利用料金から前項に規定する利用者の負担額を減じた額とする。

6 市長は、前項に規定する額以外の経費を支出しない。

7 市長は、利用者の負担額に変更があるときは、三豊市高齢者緊急通報装置貸与負担額変更決定通知書（様式第7号）により、利用者に通知するとともに、当

該利用者が契約している契約事業者に通知するものとする。

8 契約事業者は、利用者の第5項に規定する額を、別に定める日までに、市長に請求するものとする。

(変更の届出)

第9条 利用者は、第6条第1項の申請書に記載した事項に変更があるときは、速やかに契約事業者に告知するとともに、三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業変更届(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(貸与の休止等)

第10条 利用者又はその近親者は、契約事業者に申し出ることにより、装置の貸与の休止又は休止の解除をすることができる。

2 契約事業者は、前項の規定による装置の貸与の休止又は休止の解除をしたときは、その旨を市長に通知しなければならない。

3 第1項の規定による装置の貸与を休止した場合は、休止をした日の属する月の翌月の初日から休止を解除した日の属する月の末日までの期間は、第8条第3項に規定する期間から除く。

(貸与の中止等)

第11条 前条の規定にかかわらず、利用者又はその近親者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに契約事業者に告知するとともに、三豊市高齢者緊急通報装置貸与中止届(様式第9号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 3月以上の期間にわたり老人福祉施設等に入所し、又は医療機関に入院するとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき(老人福祉施設等に入所し、又は医療機関に入院するときを除く。)

(4) その他装置を貸与する必要がなくなったとき。

(貸与決定の取消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、装置の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することを知ったとき。

(2) 虚偽の申請によって装置の貸与の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 利用者の負担額を、契約事業者に支払わないとき。

(4) その他市長が装置を貸与する必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、三豊市高齢者緊急通報装置貸与取消通知書（様式第10号）により利用者に通知するとともに、当該登録事業者にも通知するものとする。

3 市長は、利用者が虚偽の申請により装置の貸与の決定を受けたことが判明したときは、市の負担額の一部又は全部の返還を求めることができる。

4 利用者は、第1項の規定により装置の貸与の決定の取消しがあった場合は、速やかに装置を契約事業者へ返還しなければならない。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、この事業の円滑な運営を図るため、契約事業者、民生委員等と密接な連携を確保するものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱第4条第3項の規定による緊急通報装置の貸与の決定を受けた者は、改正後の三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱第6条第2項の規定による緊急通報装置の貸与の決定を受けた者とみなす。

3 この告示の施行前に改正前の三豊市高齢者緊急通報装置貸与事業実施要綱第4条第3項の規定による緊急通報装置の貸与の決定を受けた者の利用者負担額については、令和5年7月分までは、この告示の施行後も、なお従前の例による。

（準備行為）

4 第5条の規定による登録事業者の登録に係る手続は、この告示の施行の前日においても行うことができる。

別表（第8条関係）

サービス利用負担基準

区分	対象者	利用者負担額 (月額)
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者</li> <li>・当該年度市民税非課税世帯に属する者</li> </ul>	<p>0円</p> <p>ただし、月額利用料金が2,376円を超える場合は、当該超過額とする。</p>
B	当該年度市民税課税世帯に属する者	<p>月額利用料金の半額</p> <p>ただし、月額利用料金の半額が1,188円を超える場合は、月額利用料金の半額に当該超過額を加えた額とする。</p>

備考

- 1 「市民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員に当該年度において市民税を納付すべき者がいない世帯をいう。
- 2 利用者の負担額は、登録事業者に直接支払うものとする。
- 3 4月1日から7月31日までの間に利用申請を受けた場合は、申請日の属する年度の前年度の市民税課税状況に基づき世帯の区分を決定する。
- 4 利用者の世帯の区分は、毎年6月に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく課税台帳により確認し、区分に異動があった場合は、8月分からの利用者負担額を変更する。
- 5 備考3の規定にかかわらず、利用者からの申出により、世帯の区分の変更を確認した場合は、申出のあった月の翌月分からの利用者の負担額を変更する。
- 6 税額更正により過去における世帯の区分が変更となった場合であっても、当該期間に係る利用者負担額の返還の請求又は追徴は行わない。